

札幌国税局から インボイス制度に関するご案内

インボイス制度とは

- ・ 令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。
- ・ インボイス制度では、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付するインボイスを保存する必要があります。
- ・ 売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要です。
- ・ 登録番号を取得するためには**登録申請手続が必要**です。

登録申請手続

- ・ インボイスを発行するためには、税務署へ登録申請する必要があります。
- ・ インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則、**令和5年3月31日まで**に登録申請書を提出する必要があります。
 - ※ 期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。

インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

- ・ 税務署では、インボイス制度の概要を説明する「**インボイス制度説明会**」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「**登録申請相談会**」を開催しています。
- ・ 詳細は、札幌国税局HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

札幌国税局HP > 消費税のインボイス制度説明会・登録申請相談会

- ◆ 消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの「インボイス説明会」も開催しています！
- ◆ 国税庁ではオンライン説明会を開催中！！
 - ※ 説明会の模様は、YouTubeチャンネルでいつでも視聴可能です



登録申請相談会にご参加いただく方へ

- 相談会は**事前申込制**です。参加希望の方は、問合せ先へ電話により事前の申込をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によっては、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合は、お申込みいただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

その場で登録申請！！

個人事業者の方は、次の3点をご持参いただければ、登録申請相談会の会場で登録申請が可能！！

- ① **利用者識別番号及び暗証番号(既に利用者識別番号をお持ちの方のみ。)**
- ② **スマートフォン**
- ③ **マイナンバーカード及び暗証番号(3種類※)**

※ 署名用電子証明書暗証番号、利用者証明用暗証番号、券面事項補助用暗証番号

各種リーフレット等のご案内

- ・ 国税庁では、インボイス制度に関する各種リーフレット等を作成しています。
- ・ リーフレット等をご覧になりたい方は、2次元バーコードからご覧ください。



消費税 知っていますか？インボイス制度

- ◆ 事業者向けにインボイス制度をご案内しているリーフレットです
- ◆ オンライン説明会や国税局・税務署で開催している説明会をご案内しています

知っていますか？
インボイス制度



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>



免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

- ◆ 免税事業者向けに消費税の基本的な仕組みや、インボイス制度についてご案内しています

免税事業者の
みなさまへ



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>



適格請求書等保存方式の概要

-インボイス制度の理解のために-

- ◆ インボイス制度の概要や、インボイスの記載事項等を説明しているパンフレットです

インボイス制度
の理解のために



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 登録申請手続に当たり、e-Taxによる登録申請等についてご案内しています

e-Taxをご利用
ください！！



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0021007-095.pdf>



インボイス制度特設サイト > 申請手続

- ◆ 登録申請手続をサポートする、マニュアルや動画が掲載されています

申請手続ページ



https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

制度に関する一般的なご質問やご相談については、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

※ 個別相談については、所轄の税務署へご相談ください。